

(令和7年習志野市議会第3回定例会)

発議案第1号

エアコン購入費用等を生活保護世帯に柔軟に支給できるように制度改善
を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年9月29日

習志野市議会議長

相 原 和 幸 様

提出者	習志野市議会議員	谷 岡 隆
賛成者	習志野市議会議員	央 重 則
〃	〃	宮 内 一 夫
〃	〃	鴨 哲 登 志
〃	〃	大 宮 こうた

エアコン購入費用等を生活保護世帯に柔軟に支給できるように制度改善を求める意見書

このところ毎年のように夏季の猛暑が続き、特に令和7年は全国で熱中症による健康被害が心配され、熱中症警戒アラートが出される地域が広域になっている。環境省はその注意として「室内等のエアコン等により涼しい環境にて過ごしましょう」、「高齢者、乳幼児等の方は熱中症にかかりやすいので特に注意し、周囲の方も声がけをしましょう」としている。一般家庭においてエアコンは必需品となり、光熱費もかさむようになった。

生活保護世帯のうち、高齢者世帯（男女とも65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これに18歳未満の未婚者が加わった世帯）が55.6%、障害者世帯・傷病者世帯（世帯主が重い障がいや傷病を負っているか働けない者である世帯）が24.8%を占めており、その合計は80.4%に及ぶ。その他世帯や母子世帯にも高齢者、障がい者、傷病者は多く含まれており、生活保護世帯は、熱中症等による死亡や健康悪化のリスクが特に高い集団である。

厚生労働省は、熱中症による健康被害が数多く報告されていることを踏まえ、平成30年6月27日の社会・援護局長通知で保護の実施要領を改正し、一定の条件を満たす場合にエアコン等の冷房器具の購入費用の支給を認めることとしたが、通知が定める支給要件は厳格に過ぎ、分かりにくいことが指摘されている。購入費用が支給されたとしても、その上限額7万3,000円は不十分である。

記録的物価高で生活保護世帯の生活は極めて厳しい状況であり、エアコン購入費用等を貯蓄する余裕がないことはもちろん、エアコンがあっても光熱費の節約のため使わないという世帯も少なくない。エアコンが故障したときの修理費用が賄えないというケースもある。

よって、本市議会は政府に対し、憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を生活保護世帯に保障するために、下記事項の実施を強く求めるものである。

記

- 1 生活保護世帯にエアコンの持ち合わせがなく、その設置が必要と認められる場合には柔軟にエアコン購入費用を支給できるようにするとともに、支給上限額を引き上げるように厚生労働省通知を改正すること。
- 2 故障したエアコンの修理費用を「住宅維持費」として支給できることを

明確にする厚生労働省通知を発出すること。

３ 夏季加算を創設し、生活扶助基準を引き上げる厚生労働大臣告示を発出すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

相 原 和 幸

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。